

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成 19 年 10 月 15 日
【事業年度】 第 54 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）
【会社名】 日本開閉器工業株式会社
【英訳名】 NIHON KAIHEIKI IND. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 橋 智 成
【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市高津区宇奈根 715 番地 1
【電話番号】 044-813-8026
【事務連絡者氏名】 取締役 市 川 忠 夫
【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市高津区宇奈根 715 番地 1
【電話番号】 044-813-8026
【事務連絡者氏名】 取締役 市 川 忠 夫
【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 4 番 9 号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第54期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の情報

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(訂正前)

①～⑥ <省略>

(訂正後)

①～⑥ <省略>

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨定款に定めています。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会でできることとした事項

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。